# 4. 安全・快適な暮らし

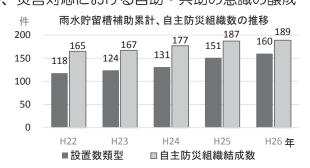
- 4-1 防災・減災の推進
- 4-2 消防・救急体制の充実
- 4-3 防犯体制の強化
- 4-4 水道事業の健全経営
- 4-5 安全な水道水の供給
- 4-6 安全な交通環境の整備
- 4-7 誇りを持てるまちなみづくり
- 4-8 身近な緑地の整備
- 4-9 魅力のある市街地づくり
- 4-10 快適な住環境づくり
- 4-11 空き家対策の推進

### 施策 4-1 防災・減災の推進

#### 1. 現状と課題

災害に強いまちづくりのため、行政と市民の協働による災害に対する備えの構築に取り組んでいます。例えば、自主防災組織の防災訓練、防災知識の普及、資機材の整備など防災活動に要する経費について補助金を交付する「大和郡山市自主防災組織活動事業費補助金」などを通して、地域住民による自主防災活動の促進を図っています。また、雨水貯留槽の購入補助金や流域貯留浸透事業、池の整備、雨水排水管改修工事などの治水対策を行っています。

治水対策は、雨水貯留槽の適切な運用の理解促進、流域貯留浸透事業、池の整備及び雨水排水管改修の推進と維持管理に関して、地域住民との十分な協議が求められます。



#### 2. 施策の展開方針

奈良県地域防災計画に併せて「地域防災計画」の改訂を行い、計画に基づいて、防災施策を推進します。

防災意識の向上を図るため、自主防災組織や備蓄の必要性の周知に取り組みます。また、自治会、自主防災組織、民生委員と連携し、災害発生時に自治会による安否確認及び避難困難者の避難支援が行える体制構築を行います。併せて、奈良県、奈良地方気象台、大和郡山消防署などの協力のもと、市職員に対し防災研修、防災訓練を実施します。

治水対策では、雨水貯留槽に関する現行制度を見直し、都市型水害の抑制及び雨水の再利用に対する意識向上を目指します。また、地域住民と十分協議を行い、施設管理者(土地改良区等)と危険箇所の治水対策を進め、貯留量を増加させ、近年増加しているゲリラ豪雨の防災・減災に取り組みます。また、流下能力不足となっている雨水排水管の改修を住民の理解を得ながら進めます。

- ① 「地域防災計画」に基づいて、防災施 策を推進します。
- ② 防災出前トークや防災情報の広報紙 掲載などにより防災意識の向上を図 ります。
- ③ 自主防災組織の結成を促進し、支援を 継続します。
- ④ 各家庭による備蓄及び自主防災組織 の防災資機材の整備を促進します。
- ⑤ 市役所における保存食、保存水、防災 資機材の分散備蓄を進めます。
- ⑥ 平常時からの見守り体制の構築に取り組みます。
- ⑦ 災害時避難行動要支援者に対して、避 難の個別計画を作成します。
- 8 市民に雨水貯留の意義を周知します。
- ⑨ 雨水貯留タンクの製品登録や適用条件を見直します。
- ⑩ 鴫ヶ池下流流域において危険箇所の 治水対策を行います。
- ① 流下能力不足の雨水排水管改修工事を行います。

### 施策 4-2 消防・救急体制の充実

#### 1. 現状と課題

奈良県広域消防組合大和郡山消防署と連携し、火災予防広報などを実施し、市民の防火意識の向上を図っています。

大和郡山消防署により防火訓練を実施し、市民1人ひとりの防火意識を高めるとともに、 住宅火災警報器や消火器の設置を推進しています。救急については、救命講習を定期的に実

施し、心肺蘇生法や応急処置の方法を周知して います。また、救急救命士の資質・技術向上の 5,000 ため、奈良県内 5 病院及び市内輪番病院に委託 5,000 し、病院内での実習及び研修を実施することに より、地域密着型、医師及び看護師と顔の見え る関係を築き、知識向上を図っています。



火災事案については、消防隊が現場に到着するまでの初期消火活動が周知されてきている ことが伺えます。救急については、救急隊が傷病者に接触するまでに、家族を含む市民によ り応急手当などが施されている件数が増えてきています。

救急車出動件数は年々増加傾向にあるため、 救急車の適正利用を周知徹底する必要があり ます。さらに、予測されている地震などの大災 害が発生した際には、市民の力に頼らざるを得 ない状況になることから、災害などに対する普 及啓発を行っていく必要があります。



#### 2. 施策の展開方針

AED 講習、応急手当の普及活動及び火災 予防活動などについては、ますます重要になってきており、火災や救急救命に対応するべく、市民、消防団員、市役所、大和郡山消防 署が一丸となって、取り組むことが大切です。

今後も市役所と大和郡山消防署が連携し、 市民に対して積極的に、啓発活動を中長期的 に取り組んでいきます。

- ① 救急講習や啓発活動を通して市民などの関心を得て、職員や市民などの応急手当普及員の育成に努めます。
- ② 消防による立ち入り検査、消防団員に よる防火防災訪問により火災等の危 険性を伝えていきます。
- ③ 救急車の適正利用の周知徹底に努めます。



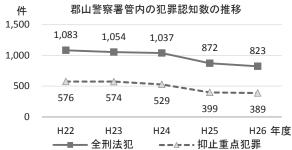
### 施策 4-3 防犯体制の強化

#### 1. 現状と課題

犯罪のない明るく住みよい地域社会の実現には、市民1人ひとりが自主防犯意識を持ち、 積極的な防犯活動の推進と、暴力団をはじめ、あらゆる暴力行為を市民の総力を結集して追 放する姿勢が不可欠です。市・警察署・民間団体で構成される大和郡山市暴力排除推進協議 会や市防犯協議会・市青少年補導協議会において、「安全・安心の城下まちづくり市民大会」 のほか、種々の防犯に関する啓発ならびに活動に取り組んでいます。

また、地域の安全を脅かす不審な事象については、多くの市民がいち早く情報共有できていることが大きな抑止力となることから、市民に対して様々な方法で情報提供することにより、犯罪の未然防止に取り組んでいます。 ###警察署管内の犯罪認知数の推移

犯罪手口が多様化するなか、近年、特に高齢者を中心に被害が拡大し、全国的な社会問題となっているものとして、「振り込め詐欺」があげられます。各金融機関などにおいても積極的な注意喚起に取り組んでいますが、市民1人ひとりがより一層の警戒意識を持つことが求められます。



#### 2. 施策の展開方針

犯罪の多様化への対策については、県・警察署・各種防犯団体や金融機関との連携により、特に「振り込め詐欺」などの特殊詐欺や、自転車盗難・自販機荒らしなどの街頭犯罪、幼少年者への脅威事案など近年顕著化しているものにつき重点的に注意喚起を行います。

「安全・安心の城下まちづくり市民大会」をはじめ、街頭での啓発活動に取り組み、犯罪に強いまちづくりを目指すことで、犯罪発生の減少を図ります。

防犯意識の向上については、一般への啓発活動のほか、幼児、学童対象の啓発活動、また、様々な情報提供を実施し、市民全体の防犯意識向上を図ります。

市自治連合会とともに、各自治会の意見を 聞きながら LED 防犯灯の設置、維持管理に ついて検討します。

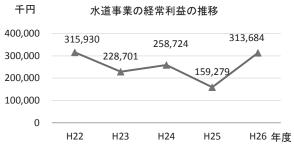
- ① 警察署や防犯団体、民間企業との情報 共有・連携に努めます。
- ② 市民安全メールや広報紙を活用した 市民への情報提供・啓発に努めます。
- ③ 保育園、幼稚園、小・中学校における 幼児、児童、生徒対象の安全教室や安 全手帳の配布を行います。
- ④ 市自治連合会と連携を図り、防犯カメ ラを設置する自治会に費用の一部を 補助します。

### 施策 4-4 水道事業の健全経営

#### 1. 現状と課題

「上下水道事業審議会」を開催し、水道事業に関する経営状況を審議したうえで、料金改定を行いました。また、予算決算などの情報を水道情報誌「ふれっしゅ郡水」にて市民に公表し、水道事業に対する市民の理解熟成を促すとともに、窓口業務において分かりやすいサービスの展開、事業に関する情報の積極的な公開により水道事業について一層の理解と信頼を得られるよう努めました。

水道事業は地域独占事業で競争原理が排除されているため、行政サービスの向上の動機づけがなかなか働きにくいという性質があるとともに、他の商品のように市民は自らの意思で水道を選ぶことができません。よって、職員はより一層市民の意見や要望に耳を傾ける必要があります。



#### 2. 施策の展開方針

水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価していくことについては、「水道事業ビジョン」の策定を行うことにより、課題に適切に対処し、今後の事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、計画的に実行するよう取り組みます。

また、将来的な人口及び水需要の変化を鑑み、適正な料金設定などを行うことについては、「上下水道事業審議会」において、水道事業に関する経営状況を審議し、料金改定などの検討を行います。

- ① 「水道事業ビジョン」の策定を行うことにより、課題に適切に対処し、今後の事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、計画的に実行します。
- ② 「上下水道事業審議会」を開催し、水 道事業に関する経営状況を審議し、料 金改定などの検討を行います。



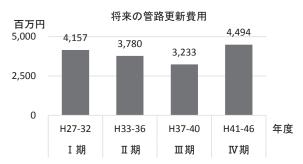
### 施策 4-5 安全な水道水の供給

#### 1. 現状と課題

全国的に昭和50年前後から上水道・用水供給が増加し、その時期に布設された水道管は 法定耐用年数の40年が過ぎ、大規模な漏水事故での断水・道路陥没・赤水による営業補償 などで市民に多大な迷惑をかけている事例があります。

本市では、断水のない安全な水を供給し続ける ため、老朽配水管の更新、災害時に避難所となる 重要給水施設に至る配水管の耐震化、石綿管の解 消や鉛製給水管の布設替えを行うための「大和郡 山市水道管路整備計画」を策定しました。

ただし、この更新計画については、概算で約400億円が必要とされ、50年間で管路の更新



をする場合は年間約8億円の工事費が必要とされるため、財政状況などを踏まえた検討が必要です。

#### 2. 施策の展開方針

災害時に避難所となる重要給水施設に至る配水管の耐震化を進めます。また大規模な地震及び漏水事故における管路の被害による影響を少なくするため、軌道横断・水管橋を極力少なくして管路ブロック化を検討し、維持管理のしやすい管路整備に努めていきます。また、管路の更新及び緊急時に浄水場・配水池から水道水が送れなくなった場合のバックアップとなる管路の整備も検討していきます。

流速が遅く、鋳鉄管の錆瘤等のきょう雑物の堆積や残留塩素濃度の低下など水質面が懸念される管路は、更新時において水理面への影響や消火栓の設置状況に留意しながら管径の見直しを検討します。

更新計画の費用については、人口減少に伴い財政状況が厳しくなることから、既設の管路の状況・漏水事故の件数などの調査を行い、年間にかかる更新コストを抑えながら計画を進めていきます。

- ① 耐用年数の過ぎた配水管の耐震管へ の更新を行います。
- ② 耐震性が非常に低く、経年による材質 劣化が著しく漏水事故が多発する石 綿管の耐震管への更新を行います。
- ③ 厚生労働省における鉛に係わる水道 水質基準の改正に伴い鉛製給水管の 布設替えを行います。



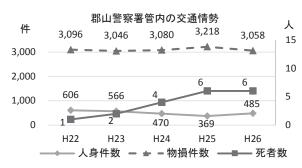
## 施策 4-6 安全な交通環境の整備

#### 1. 現状と課題

安全・安心な道路を快適に利用できるよう、道路の拡張やバイパスの整備などによる渋滞の緩和や歩道のバリアフリー化を行っています。道路は、日常のパトロールとともに、各種団体と連携し、危険箇所及び歩道バリアフリー化の必要箇所の点検を行い、順次補修や改修を行っています。橋梁は、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき修繕を進めるとともに、災害に備えライフラインと位置づけられる橋梁について耐震補強化を実施しています。

また、春・秋の全国交通安全運動、通年実施している交通指導員による「交通安全教室」や「学童誘導・交通安全指導」により、交通事故防止を図っています。

渋滞の緩和においては、地域住民や警察署、 観光利用なども含めた関係機関と協議しなが ら進める必要があります。道路や橋梁の危険箇 所の点検、除去においては、限られた予算内で 補修計画を進めていくことが課題となります。 また、交通事故発生件数は減少傾向にあるもの の、交通事故に占める 65 歳以上高齢者の割合



は増加傾向にあり、これまで以上に対応が必要になります。

#### 2. 施策の展開方針

渋滞の緩和と通勤・通学時の安全確保、観 光利用への活用など、安全・安心で快適な道 路環境づくりに向け、地域住民、警察署など と話し合い、地域に適した道路を整備します。

交通安全知識の向上や自動車・二輪車・自 転車など交通用具の正しい利用・マナーの実 践を促し交通事故発生の抑制に努めます。

また、歩道のバリアフリー化を行うことで、 市民の利用を快適化するとともに、駅前広場 の整備などにより人が集まりやすい環境を つくります。

併せて、市民が身近な道路環境の清掃などを継続的に取り組めるよう、市民団体などへの支援を行います。

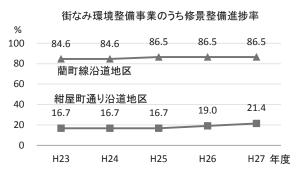
- ① 市道番条高野線から市道高田稗田美 濃庄線へのアクセス道を整備します。
- ② 近鉄郡山バスターミナル広場・歩道部 分を改良します。
- ③ 地元住民と協議の上、市道伊豆七条高野線の工事を行います。
- ④ 道路の危険箇所の解消、バリアフリー 化を図ります。
- ⑤ 郡山大橋の耐震補強設計を行うとと もに、長寿命化の補修を行います。
- ⑥ 「長寿命化補修計画」に基づき、市内 の橋梁補修に取り組みます。
- ⑦ 交通安全に関する啓発を行います。
- ⑧ 放置自転車の移動・返還を行います。
- ⑨ コミュニティバスの運行により、公共 施設利用者と公共交通空白地域の住 民の利便性を図ります。

### 施策 4-7 誇りを持てるまちなみづくり

#### 1. 現状と課題

本市は約 400 年前に形成された城下町であり、戦国時代末から江戸時代初期にかけて地割、道路、堀、水路網、町家が整えられ、その全体像は今も維持されています。この城下町地区内で、都市計画道路・公園・防災施設などの整備が進む地区において、歴史的な街なみに調和するよう整備を行い、また、沿道の住宅の修景事業を推進して、瓦葺き屋根や格子付き建具などの意匠による、歴史的な街なみと現代様式の融合により、「城下町らしいまちづくり」を進めています。

土地利用の動向、都市計画法による区域区分の見直しに併せ、地区の特色を把握し、まちづくりの目標を定め、地区計画の指定を行ってきました。各地区の建築物の用途や意匠、高さなどの行為については、地区整備方針・整備基準に基づき、確認・指導を行っています。商業系、工業系の土地利用に伴う、民間開発などを背景



にした地区計画区域においては、その事業期間満了後における、土地利用(建物用途、区画面積など)が懸念され、適宜、地区整備計画を見直していくことが課題となります。

#### 2. 施策の展開方針

地区計画について、都市計画における、用途地域やその他の規制だけでなく、それぞれの地区の特性に応じて、より特色ある地域のルールづくりとして、建築物などの所有者が、新築、増築、改築他の行為の30日前の届出により、市が審査・適合確認を行い、良好なまちづくりの形成を図られるよう、取り組みます。

街なみ環境整備事業により、道路、公園、コミュニティ施設などについての修景施設整備は行政が、修景整備については行政と住民がともに進める事業であり、城下町の歴史的な街並みを活かし、ゆとりとうるおいあるまちづくりの実現のため、十分周知を行い、取り組みます。

- ① 地区毎の整備方針および整備計画に 基づき、建築物などの新築、増築、改 築他行為の30日前に市に届出を行い、 市が審査・適合確認を行います。
- ② 地区内の建築物など所有者の協力の もと、「街づくり協定」による修景整備 (大和郡山市街なみ環境修景整備事 業補助金を交付)を実施します。



### 施策 4-8 身近な緑地の整備

#### 1. 現状と課題

本市のシンボルでもある郡山城周辺の整備について、平成元年にまとめられた「郡山城跡公園基本計画」は、平成 23 年度に見直しを行いました。この計画に基づき歴史的文化遺産の活用により、地域の個性を生かした観光・交流の場として整備を推進しています。また、平成 24 年度に都市計画道路沿いに、藺町街区公園の整備を行い開園しています。なお、市民の方の利用上支障のないように、毎年市内各公園及び緑地の除草・樹木の剪定などを行っています。

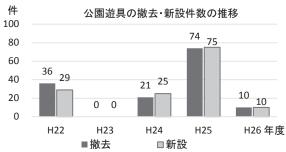
地域のコミュニティの場である各公園緑地 には老朽化した遊具や施設が多く、撤去新設補 修などを早急に行う必要があります。

公園の日常の維持管理は自治会に委託して おり、一部の公園・緑地をシルバー人材センタ ーにも委託しています。

#### 2. 施策の展開方針

郡山城周辺の整備については、平成元年にまとめられた「郡山城跡公園基本計画」がありますが、平成23年度に現代の課題を再整理し実現化を考慮して、計画の見直しを行いました。この計画に基づき、歴史的文化遺産を活用しながら、観光及び市民の交流の場として整備推進を行っていきます。

また、都市公園・緑地の大多数は、住宅地造成によって設置されたもので、既に開園後20年以上が経過し、公園施設・遊具の老朽化が進み、適切な維持管理(消毒・剪定など)が必要となっています。そのため、「大和郡山市公園施設長寿命化計画」を策定し、効率よく計画的に、補修・更新を行っていきます。



- ① 歴史的な遺産である天守台石垣の保存とともに、展望施設として整備活用することにより、郡山城の魅力向上と地域の活性化を図ります。
- ② 都市公園・緑地内の施設や遊具が、問題なく安心して利用できるよう適切な維持管理を行います。
- ③ 民間活力を導入することにより、効率 的に管理運営し、施設利用者に対して より質の高いサービスを提供すると ともに、施設利用の活性化を図ります。
- ④ 「大和郡山市公園施設長寿命化計画」 に基づき、公園施設・遊具の補修更新 を行います。
- ⑤ 都市公園は休息・憩いの場としての機能、イベント広場としての機能などを充実するため、必要な施設整備を図ります。また、市民・団体を主体とした継続的な歴史資源の復元・活用を図ります。なお、桜、石垣をはじめとする現況の歴史・文化・自然資源を保全します。

### 施策 4-9 魅力のある市街地づくり

#### 1. 現状と課題

本市の中心市街地は、近鉄やJRの鉄道駅や商業施設、また公共施設や歴史文化資産などが集積した市のまちづくりにおいて、重要な地区です。しかしながら、地区内の道路は総じて幅員が狭く、安全な歩行などに支障が出ており、また、商店街の活気もかつてほどではない状況です。そのため、現在進めている都市計画道路城廻り線を早期に供用させることは勿論のこと、中心市街地における包括的なまちづくり方針を再構築する必要があります。

都市計画道路城廻り線における野垣内町から北鍛冶町迄の延長 245.7m区間の街路整備について、平成 23年7月12日に事業認可を取得しました。事業認可以降、事業区域における土地の境界明示や事業により移転が必要な物件の調査業務、また道路の詳細設計業務などを実施し、その後、事業用地の取得に向けて、

都市計画道路城廻り線の進捗状況 (H27) 建物物件等の移転補償 事業用地取得 27

20

40

60

80

100 %

地権者に事業協力を得るべく鋭意交渉を進めています。

#### 2. 施策の展開方針

歩行者などの交通安全を確保し、住民や観光客が安心して安全に歩ける市街地とするため、中心市街地を環状する城廻り線の早期供用開始に向けて取り組みます。

奈良県と大和郡山市とのまちづくりに関する包括協定に基づき「近鉄郡山駅周辺地区のまちづくり基本構想」をはじめ、各種事業手法を具体化する基本計画を策定し、高齢者や来訪者など誰もが歩いて快適に暮らせる魅力ある市街地の形成・都市機能の向上のための事業化に取り組みます。

福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク、多極ネットワーク型コンパクトシティ』の理念のもと、市民や事業者と協力し、関係機関と相互連携に努め、目指すべき将来都市像(都市計画マスタープ・ラン)の実現に向け、「立地適正化計画」を策定し、魅力ある市街地の形成・都市機能の向上に取り組みます。

- ① 城廻り線整備事業を推進し、未買収地の早期買収を行い、早期に供用開始し、地区内のまちづくりを進め市街地環境の改善に取り組みます。
- ② 近鉄郡山駅周辺地区において、事業化 に向けた基本構想を策定し、順次、基 本計画により事業手法を確立し、個別 事業化に向けた取り組みを行います。
- ③ 本市特性を活かした都市構造の評価、 市民・事業者の意向把握を行い、立地 適正化計画を策定します。
- ④ 「近鉄郡山駅周辺まちづくり基本構想」、関連する計画・意向調査結果を踏まえ、具体事業手法を検討した基本計画を策定し、駅周辺地区の各事業化に向けた、市街地の形成に取り組みます。
- ⑤ 「立地適正化計画」の居住誘導区域や 都市機能誘導区域は、税法措置の活用 などにより、移転を含め取り組みます。

### 施策 4-10 快適な住環境づくり

#### 1. 現状と課題

市営住宅のうち、昭和40年代以前に建築された狭小住宅(30㎡前後)の建替住宅を建設し、移転を行ったことにより、計画策定時には35%であった最低居住水準未満世帯が3%へと大幅に減少しました。

市営住宅の老朽化、および入居者の高齢化、 単身者世帯の増加がみられるため、建替住宅の 建設や建物の維持管理を行うとともに、安全で 快適な住環境とするため、入居者のコミュニティ形成も求められます。

市営住宅以外の住宅においても、老朽化によ

り、建て替えの支援が必要となっており、平成 18 年度より、住宅の耐震診断及び耐震改修 するにあたり支援を実施してきましたが、より一層周知を行うことが必要となっています。



#### 2. 施策の展開方針

耐用年数の経過した市営住宅の計画的な 建替事業の推進により、居住水準の向上に努 めます。また、市営住宅の耐震診断の実施や バリアフリー化の推進に努め、長寿命化を図 り、入居者が安心・快適に暮らせる住環境の 提供に努めます。併せて市営住宅の建替事業 に伴い跡地となった土地の活用を検討しま す。

市営住宅の入居者には、定められた家賃を納め、住居を大切に使用することが求められます。さらに住宅団地内のコミュニティを形成し、住宅敷地内の清掃や防犯パトロールなどを行い、安全で、快適な住環境維持に努めることが望まれます。

市内の既存木造住宅の耐震化を図るための耐震診断や耐震改修の推進については、各種啓発や相談会の実施により関心は高まりつつありますが、市民の生命と財産を守るという観点から、より一層広報紙や市ホームページなどを通じ、耐震診断や耐震改修の必要性の啓発に努めます。

- ① 耐用年数の経過した市営住宅の計画 的な建替事業の推進により、居住水準 の向上を図ります。
- ② 市営住宅の耐震診断を実施し、安全・ 快適な住環境の提供に努めます。
- ③ 市営住宅の建替事業に伴い、建物除却 工事及び跡地の測量設計など、跡地の 活用を検討します。
- ④ 改良住宅の空き家について、今後、公 募などにより活用していきます。
- ⑤ 中層階の市営住宅でエレベーターの 設置を行います。

### 施策 4-11 空き家対策の推進

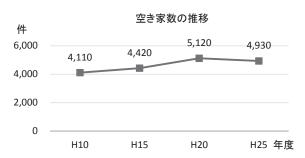
#### 1. 現状と課題

全国的な人口減少に伴い空き家の増加が社会問題になっています。空き家が増加すると倒壊などの事故、景観の阻害、防災や防犯の機能低下、ごみなどの不法投棄の誘発など生活環境の悪化を招きます。こうした背景を基に、平成27年2月26日より「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

空き家対策については、第一義的には所有者などの責任を前提としながら、市は周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家などに対しては、適正な措置を進める必要があります。

本市においては「空家等対策の推進に関する特別措置法」に定めのあるもののほか、緊急安全措置、警察その他の関係機関との連携、空家等適正管理審議会の設置などについて定めた「大和郡山市空家等の適正管理に関する条例」を制定し、平成27年6月1日より施行しています。

平成27年4月1日からは、空家等地域資源 利活用担当を置き、今後は組織体制を整えつつ、 空き家対策を推進していきます。



#### 2. 施策の展開方針

市内の空き家の状況、周辺への影響、所有者の確認などを把握する必要があり、地域の 状況に精通した消防団と協力して、「空家等 対策計画」の策定の基礎資料とすることも踏 まえた実態調査に取り組みます。

また、空家特措法の規定による特定空家などに対する措置の実施体制の確立については、建築士などの専門家の協力を仰ぎながら、速やかにその体制整備に取り組みます。

さらに、空き家の活発な利活用を図るための方針を策定し、空き家の情報提供事業や、空き家の所有者や利用者への支援等については、建築士や宅建業者、土地家屋調査士などの専門家に加え、まちづくりに取り組むNPOや自治会、金融機関等で構成された空き家等適正管理委員会を設置し、本市にとって有効な対策を検討します。

- ① 「空家等対策計画」の策定など、今後 の施策の基礎資料として活用できる ような、空き家の実態調査を行います。
- ② 特定空家などに対して、空家特措法による措置が実施できる体制整備に取り組みます。
- ③ さまざまな団体などと連携し、空き家、 空き店舗活用に向けた仕組みづくり に取り組みます。
- ④ 本市に有効な空き家対策を検討し、大 和郡山市らしい住み方の提案・発信に 取り組みます。